

## 要 旨

筆者は、令和4年3月まで文部科学省大臣官房総務課公文書監理室において7年間、同省の文書管理担当として職務に当たっていたことから、本課題を設定したものである。

同省の公文書監理室が管理する書庫には、作成時期が昭和時代である行政文書が約15,000件保管されている。これらの保存状態は、起案文書のみが大括りの案件ごとに簿冊に編綴されているもので、現行の「行政文書の管理に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に定められた行政文書ファイルの編綴方法とは異なり、作成年度が複数年にわたり、かつ作成部署も異なる文書が一の簿冊に編綴されているものもある。

これらのうち、作成・取得時期が昭和28年度以降である行政文書は、歴史公文書等の該当性を適切に判断した上で、措置を移管又は廃棄とする必要があるところ、その判別が困難なものがあることから、本稿では歴史公文書等の該当性の判別方法について明らかにしたい。

そのため、昭和28年度から平成12年度までに作成・取得した行政文書ファイルのうち、文部科学省公文書監理室書庫に保管されている昭和時代のものから特徴的な事例を選定し、当該事例の編綴文書の内容や特徴から、歴史公文書等の該当性を判断するための要素となりうる事項を分析する。

第1章では、平成12年度までに作成・取得した文書について、作成年度が複数年にわたり、かつ作成部署も異なる起案文書が一の簿冊に編綴されている状況と、現行制度においてそれらを行政文書ファイルとして評価選別を行うことに係る課題を提示する。

第2章では、昭和時代に作成・取得した行政文書ファイルから、分析対象とする複数の事例を選定した上で、歴史公文書等に該当すると判断するための評価選別に関する考察を行う。

第3章では、第2章で挙げた各事例について、歴史公文書等の該当性を判断するための検証を行う。該当性を判断する要素として次の3点を挙げる。

- ・ガイドライン別表第2の「2(1)業務単位での保存期間の満了時の措置」に明確には該当しないものの、当時の時代背景や社会情勢等を踏まえた行政機関としての意思決定に係る文書
- ・ガイドライン別表第2の「1 基本的考え方」のⅢ又はⅣにある「重要な情報」に明確には該当しないものの、当時の社会意識や文化の態様を窺える文書
- ・ガイドライン別表第2の「1 基本的考え方」のⅠ、Ⅲ又はⅣにある「重要な情報」に明確には該当しないものの、他の記録では得られない情報や、社会の実相を全般的に記録した情報に該当する文書

各事例に係る文書がこれら3点に該当するかについて、当該文書の内容に加え、例えば、当時の政府における方針や報道等によっても検証したい。また、当該事例の起案文書の最終決裁者の役職によってもその事項の重要性を判断できると考える。

選定した各事例について上記のいずれか一つに該当する場合は、当該事例の文書を歴史公文書等であると判別するものとする。

結論では、検証結果に基づき、歴史公文書等の該当性を判断するための指標となるものを示していく。